（別紙３）

○江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業実施要綱

平成25年４月１日要綱第222号

改正

平成31年４月１日要綱第38号

令和２年４月１日要綱第71号

令和８年４月１日要綱第71号

江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、養育の支援が必要な児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第４条第１項に規定する児童をいう。以下同じ。）の属する家庭（以下「要支援家庭」という。）に対し、江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業ボランティアに登録した者（以下「ボランティア登録者」という。）を派遣すること（以下「派遣支援」という。）により、家庭での日常生活支援（以下「日常生活支援」という。）及び地域での見守り（以下「地域支援」という。）を実施すること（以下「本事業」という。）で、要支援家庭における虐待を防止するとともに、児童の自立及び健やかな成長を支援することを目的とする。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（対象者）

第２条　本事業の対象者は、江戸川区内に住所を有する要支援家庭のうち、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

（１）　母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく母子保健に関する事業若しくは事務の実施、又は江戸川区児童相談所（以下「児童相談所」という。）の相談事業で把握され、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題により、育児に対する不安、孤立感等を抱える家庭で、江戸川区長（以下「区長」という。）が日常生活支援及び地域支援を特に必要と判断した家庭

（２）　江戸川区要保護児童対策地域協議会が把握している要保護児童を養育している家庭で、不適切な養育状況にある等、虐待のリスクを抱え、区長が日常生活支援及び地域支援を特に必要と判断した家庭

（３）　児童の養育や学習等に問題を抱えている家庭で、児童相談所その他関係機関との連携等により、区長が日常生活支援及び地域支援を特に必要と判断した家庭

（４）　その他区長が日常生活支援及び地域支援を必要と認める状態にある家庭

一部改正〔平成31年要綱38号・令和２年71号・８年71号〕

（実施主体）

第３条　本事業の実施主体は、江戸川区（以下「区」という。）とする。ただし、適切な運営を確保することができる団体等（以下「事業実施団体」という。）に委託することができるものとする。

追加〔平成31年要綱38号〕

（ボランティア登録者の要件等）

第４条　ボランティア登録者は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、区長が適当と認めるものとする。

（１）　心身ともに健全であること。

（２）　児童等の福祉の向上に理解と熱意を有すること。

（３）　継続的かつ積極的に支援活動ができること。

（４）　区が主催する江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業ボランティア養成講座を受講していること。

２　区長は、前項の要件を満たしている者をボランティア登録名簿に登録し、江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業ボランティア登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（事業内容）

第５条　区長は、次に掲げる事務を行う。

（１）　関係機関等からの情報収集

（２）　訪問調査等による養育状況の調査

（３）　江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業派遣支援計画書（以下「支援計画書」という。）の作成

（４）　事業実施団体へのボランティア登録者の派遣依頼

２　事業実施団体は、次に掲げる事務を行う。

（１）　ボランティア登録者の名簿管理

（２）　ボランティア登録者の活動環境の整備

（３）　要支援家庭へのボランティア登録者の派遣

（４）　区長への実施報告

（５） ボランティア登録者への報酬の支払

３　ボランティア登録者は、次に掲げる日常生活支援及び地域支援を行う。

（１） 日常生活支援の内容は、次のとおりとする。

ア　買物、調理、掃除、洗濯等の生活の支援

イ　学習、遊び、相談等の支援

ウ　授乳、食事介助、おむつ交換、もく浴指導等の育児支援

エ　保育園、小学校等への送迎支援

オ　その他児童の日常生活に必要な支援

（２） 地域支援の内容は、次のとおりとする。

ア　地域での児童の見守り及び声かけ

イ　要支援家庭の見守り

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（派遣支援の申請）

第６条　本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業派遣支援申請書により、区長に申請するものとする。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（派遣支援の回数等）

第７条　派遣支援の回数は、１回の申請につき、年間（４月１日から翌年３月31日までの１年間をいう。）48回を限度とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

２　派遣支援の時間は、１回の訪問につき、午前７時から午後10時までの間において３時間を限度とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

３　ボランティア登録者の派遣が可能な日は、年末年始（12月29日から翌年１月３日までをいう。）を除き、区と本事業の利用者との協議の上で決定するものとする。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（派遣支援の決定等）

第８条　区長は、第６条の規定による申請があったときは、申請者の家庭の養育状況等を調査し、速やかに派遣支援の可否を決定する。

２　区長は、前項の規定により派遣支援を実施する必要があると認めたときは、事業実施団体、ボランティア登録者及び当該申請者と事前に十分な打合せを行った上、当該申請者の状況に応じて

具体的な支援の目標、支援の内容、方法、スケジュール等を決定し、支援計画書を作成する。

３　区長は、江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業派遣支援決定通知書により、派遣支援が必要と判定された申請者（以下「派遣支援家庭」という。）に通知する。派遣支援が必要でないと決定した場合も、同様に通知する。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（事業実施団体への依頼）

第９条　区長は、前条の規定により派遣支援を決定したときは、江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業派遣支援依頼書により、事業実施団体へ依頼するものとする。

２　前項の依頼書は、支援計画書とともにボランティア登録者を派遣する日の１週間前までに送付するものとする。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（利用の変更等）

第10条　派遣支援家庭は、ボランティア登録者の派遣の決定後にその内容を変更しようとするときは、江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業派遣変更申請書により申請するものとする。

２　第８条の規定は、前項に規定する申請に係る決定をする場合について準用する。この場合において、同条第３項中「江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業派遣支援決定通知書」とあるのは「江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業派遣支援変更決定通知書」と読み替えるものとする。

追加〔平成31年要綱38号〕

（関係機関との連携）

第11条　区長は、派遣支援の開始以後においても事業実施団体、ボランティア登録者等と相互に密接な連携を確保するものとし、必要に応じて支援の継続の要否及び支援の内容その他支援計画の見直しを行うものとする。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（派遣支援の中止等）

第12条　区長は、派遣支援家庭が次の各号のいずれかに該当する行為をボランティア登録者に対して行ったと認めた場合は、派遣支援を一時停止し、又は中止する（以下「派遣支援の中止等」という。）ことができる。この場合において、派遣支援の中止等をした場合は、江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業派遣支援利用（一時停止・中止）通知書により当該派遣支援家庭に通知

するものとする。

（１） 暴力、脅迫、詐欺その他犯罪行為又は犯罪行為に類似する行為

（２） 政治活動、宗教活動を目的とした勧誘その他の行為

（３） 営利を目的とした行為

（４） その他公序良俗に反する行為

（５） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に派遣支援の中止等をする必要があると認める行為

２　前項の規定は、ボランティア登録者が同項各号のいずれかに該当する行為を派遣支援家庭に対して行ったと区長が認めた場合についても適用する。

一部改正〔平成31年要綱38号・令和８年71号〕

（派遣支援家庭の求めによる派遣支援の中止等）

第13条　区長は、ボランティア登録者が前条第１項各号のいずれかに該当する行為等を行ったと派遣支援家庭から申出があった場合には、必要に応じて派遣支援の中止等をし、又は派遣するボランティア登録者を変更するものとする。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（費用の負担）

第14条　本事業に要する費用は、区が負担するものとする。

追加〔平成31年要綱38号〕

（取消料）

第15条　派遣支援家庭は、自己の都合によりボランティア登録者の派遣を取り消す場合にあっては、当該派遣日の前日（この日が第７条第３項に規定する除外日である場合は、その前日）正午までに、児童の急な発熱等、真にやむを得ない場合にあっては、ボランティア登録者の派遣時間の１時間前までに事業実施団体に、理由を付して連絡をしなければならない。

２　前項に規定する連絡をなさなかった派遣支援家庭は、取消料として1,250円を事業実施団体に直接支払うものとする。

追加〔平成31年要綱38号〕、一部改正〔令和８年要綱71号〕

（事業の終了）

第16条　区長は、派遣支援家庭が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の実施を終了する。

（１） 派遣支援家庭からボランティア登録者の派遣の終了を求める江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業派遣終了申請書による申請を受けたとき。

（２） 第２条に規定する対象者でなくなったとき。

（３） 派遣支援の回数が、第７条第１項に規定する回数に達したとき。

（４） 前３号に掲げるもののほか、区長が特に本事業の実施の終了を認めるとき。

２　区長は、前項の規定により本事業の実施を終了したときは、江戸川区子どもと家庭のおとなりさん事業派遣終了通知書により派遣支援家庭に通知するものとする。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（ボランティア登録者の責務）

第17条　ボランティア登録者は、支援の対象となる家庭の世帯員の人格を尊重するとともに、誠意をもってその支援に専念しなければならない。

２　ボランティア登録者は、派遣支援中は登録証を必ず携行し、派遣支援家庭に提示しなければならない。

３　ボランティア登録者は、支援の対象となる家庭に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。支援を終了した後又はボランティア登録者を退いた後も同様とする。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（報告等）

第18条　事業実施団体は、ボランティア登録者を派遣した日ごとに事業実施報告書を作成し、各月終了後速やかに区へ提出しなければならない。

一部改正〔平成31年要綱38号・令和８年71号〕

（報償）

第19条　ボランティア登録者に対する報償は、１時間当たり1,250円とし、予算の範囲内で支給する。

一部改正〔平成31年要綱38号・令和８年71号〕

（関係機関との連携）

第20条　区長は、本事業の実施に当たり、ボランティア登録者及び関係機関との連携を密にするものとする。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（事業実施団体の遵守事項）

第21条　事業実施団体は、派遣支援家庭の個人情報に十分に配慮するとともに、本事業を遂行する過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

２　事業実施団体は、事故等が発生したときは、速やかに区に届け出なければならない。

３　区長は、前項の届出を受けたときは、苦情、事故等について、速やかに調査を行うものとし、事業実施団体は、その調査に協力する義務を負うものとする。

４　区長は、本事業の適切な運営を図るため、必要があると認めるときは、事業実施団体に対して指導又は助言を行うものとする。この場合において、事業実施団体は、その指導又は助言に従い、必要な改善を行う義務を負うものとする。

追加〔平成31年要綱38号〕

（情報収集の目的）

第22条　区長は、本事業を実施する必要性の判定や支援計画書の作成等、本事業を実施する場合に限り、必要な情報を収集することができる。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（様式）

第23条　この要綱の施行について必要な様式は、子ども家庭部長が別に定める。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

（委任）

第24条　この要綱に定めるもののほか、支援の実施に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

一部改正〔平成31年要綱38号〕

付　則

この要綱は、平成25年４月１日より施行する。

付　則（平成31年４月１日要綱第38号）

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

付　則（令和２年４月１日要綱第71号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則（令和８年４月１日要綱第71号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。